**○近畿地方整備局告示第三十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 京都府船井郡京丹波町坂原下地一七番から同町坂原大ギシ筋一一番一まで | 前 | 一八・〇〇～一二三・五〇 | 〇・二一九 | |
| | 後 | 一八・〇〇～一二三・五〇 | 〇・二一九 | |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第三十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　20

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構トラスト

三(1)　評価の業務を行う区域の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域 |
| 変更後 | 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域 |

(2)　変更年月日　平成二十四年二月一日

**○四国地方整備局告示第十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十六号及び百九十七号 | 高知市春野町弘岡上字小橋ノ本一九九八番二から同市春野町弘岡上字天皇前一九七七番一まで | 四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年二月十七日

**○九州地方整備局告示第二十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北九州市八幡東区春の町五丁目一三番一から同市八幡西区穴生三丁目一番九まで | 前 | 一八・〇〇～一八・一〇〇 | 五九・八〇〇～三七九・五〇〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 一八・〇〇～一八・一〇〇 | 五九・八〇〇～三七九・五〇〇 | |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

**○北海道開発局告示第二十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊二〇番一〇地先から同町大字美国町字小泊二四番一まで | 前 | 一五・八八～一八・九〇 | 〇・〇八一 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 二一・三四～二八・六三 | 〇・〇八一 | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番二二から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで | 前 | 六・五八～一四・五〇 | 五二・五三～一四五・二八 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 六・五八～一四・五〇 | 五二・五三～一四二・三三 | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

**○北海道開発局告示第二十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十七日

北海道開発局長　高松　泰

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十二号 | 札幌市中央区北一条東一丁目二番五から同市中央区北一条東一丁目二番三地先まで | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 〃 | 札幌市中央区北一条東三丁目二番一〇から同市中央区北一条東三丁目五番一まで | 〃 |
| 〃 | 札幌市中央区北一条東五丁目一番二から同市中央区北一条東五丁目九番二まで | 〃 |
| 三百三十三号 | 北見市北陽九七九番一から同市北陽九七八番一まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十四年二月十七日